

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」の適用延長に伴う
学校の対応について（2月14日～3月6日）

この度、「まん延防止等重点措置」の適用延長に伴い、2月14日から3月6日まで、県内の学校において、特に対応いただきたい点をまとめました。学校における集団感染も見られることから、各校においては、下記の点に留意し、迅速かつ柔軟な対応をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」を継続することを申し添えます。

記

1 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 風邪症状等がなかったか土日等授業日以外を含めた毎日の健康観察を家庭で行うことができるよう、健康観察表を改善し、活用すること。
- ・ 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、出席停止扱いとする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 児童生徒本人は行政検査の対象になっていないものの、家族が行政検査を受ける予定、または、検査結果を待っている間に、児童生徒が陽性と判明するケースが増えていることを本人や保護者に周知するとともに、本人や保護者から登校を控えたいと申し出があった場合は、出席停止にする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 配備したサーマルカメラ等を活用し、登校時の体温を測定したり、健康観察表等の確認をしたり、できれば教室に入る前に健康観察を行うこと。
- ・ サーマルカメラを適宜移動させ、集会の前後や部活動前後の健康観察に活用する等、各校の状況に合わせ、効果的な活用について検討及び実施すること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、部活動の試合に出場できなかったり、学校行事が延期になったりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないよう、適切に指導すること。
- ・ コロナワクチン接種は、児童生徒や保護者の希望によって行われるものであり、接種・未接種の意思がともに尊重されるようにすること。特に、接種・未接種の児童生徒が判別されることのないように注意すること。
- ・ ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とする等、本人に不利が生じないよう、柔軟に対応すること。

2 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図った上で、担当課へ連絡すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

※ (2) の検査結果を必ず報告すること。

※ 児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者等の特定に必要な情報の提供等、保健所に協力するとともに、学校医と相談の上、学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。

3 各教科や特別活動等における感染症対策

文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021. 11. 22 Ver. 7)」を参照するとともに、特に下記の点に留意すること。

(1) 各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」の取扱い

① 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、地域の感染状況により、回数や時間を絞るなど、感染症対策を徹底すること。

② 以下の学習活動については、3月6日(日)まで、原則中止とすること。

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

③ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、原則として実施しないこと。
- ・ 宿泊を伴わない活動の実施においても、感染状況等を勘案の上、実施の可否を慎重に判断するとともに、実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。
- ・ 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。

4 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	× (例外あり)
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	×
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

<アにおける留意点>

- ・ 原則、部活動は停止とする。但し、ウ及びエの大会等への参加が決定している場合（概ね3月末までの大会）は、自校のみの練習を認めるが、以下のことを遵守すること。
 - ① 平日2時間、休業日3時間を上限とする。
 - ② 休業日に活動を行う場合は、昼食を挟む活動は認めない（午前または午後のみとする）。
 - ③ 校長が認めている県内の部活動指導員や外部指導者等の参加は可。
 - ④ 複数校から構成される合同チームとして活動をしてきた実績があり、合っていないと活動が難しい場合のみ、活動を認める。
 - ⑤ 校外での練習は可とするが、自校以外の児童生徒との交流がないようにすること。
 - ⑥ 卒業生、クラブチーム、学生（小・中・高・大学生等）、一般との交流は不可。
 - ⑦ 準備や片付けも含めて、できる限り短時間で効率的に行うこと。
 - ⑧ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動については、実施しないこと。

<エにおける留意点>

- ・ 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加は可とするが、大会等の出場のみとする（大会前後の交流は禁止）。
- ・ 生徒及び教職員が県外で活動した場合や県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間は行動記録をとること。

(2) 実施上の留意点について

- ・ 全国大会等の出場が決定した場合、PCR検査実施要領（県立学校版）に従って、関係課へ連絡し、学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。
- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ 昼食をとる時は、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、一方向を向いて食事をとる等、飛沫を飛ばさない工夫をすること。
- ・ 日常の活動については、校長が顧問等から活動計画等を提出させ、最新の感染状況

や教師に係る負担等も含めて、学校として組織的に活動の可否を判断すること。

- 大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるようにし、一斉に利用しないこと。

(3) 文化部活動においては上記に加え、特に次の点に注意すること。

① 定期演奏会等の開催について

- 定期演奏会等の開催については校長が慎重に判断すること。
- 開催する場合は感染症対策を徹底した上で実施することとし、以下の点に留意すること。

ア 観客は自校の生徒及び教職員のみとすること。

イ 運営に当たっては、校長が認めている県内の指導者を除き、卒業生等の会場への出入りは行わないこと。

ウ 県が示す「催物（イベント等）の開催に係る留意事項（※）」や「感染防止策チェックリスト」に基づき適切に対応するとともに、できる限り時間を短縮し簡略化して行うこと。

(※https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html)

- ② 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日 文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。

5 その他

- 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver.3」に示されている内容を確認し、留意すること。
- 昼食時等、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- マスクの着脱については、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、いじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。
- 気候上可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。

- 学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。
- 新型コロナウイルス感染症による出席停止及び臨時休業中は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。また、その間、発熱等の風邪症状がある場合は、速やかに病院受診をし、主治医に身近な人が感染している旨を伝えるよう、周知しておくこと。
- 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021. 11. 22 Ver. 7)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- 入学試験等に臨むため県外で宿泊を要する場合等においては、移動中及び宿泊先での感染症対策や、宿泊先での不要な外出を控えることなどについて、事前に指導をしておくこと。
- 2月10日時点において、香川県で無症状者を対象として行われているPCR等無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）については、PCR検査試薬、抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、希望する日時や方法で受検できない場合がある。入学試験や就職試験により他県から帰県した児童生徒で、発熱等の風邪症状が見られた場合は速やかに医療機関を受診するよう、周知すること。
- 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないよう、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。